

連 結 事 業 年 度 等	・ ・	法 人 名
	・ ・	

法 人 税 額 の 計 算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51)の22%相当額	54
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52	000	(52)の20%又は23.2%相当額	55

地 方 法 人 税 額 の 計 算

連結所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58
課税連結留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59

この申告が修正申告である場合の計算

法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		地 方 法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の	連結所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61				課税連結留保金額に対する法人税額	69	
		課税連結留保金額	62				課税標準法人税額 (68)+(69)	70	000
		法人税額	63				確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外			中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)-(63))若しくは((16)+(64))又は((64)-(28))		65	00	外	欠損金の繰戻しによる還付金額		73	
	この申告前の		連結欠損金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 ((44)-(71))若しくは((44)+(72)+(73))又は(((72)-(45))+((73)-(45)の外書))		74	00
			翌期へ繰り越す連結欠損金	67					